

平成 23 年 9 月 25 日制定

日本地域学会設立 50 周年記念特別表彰 論説賞・論文賞・功績賞に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則第 4 条第 5 号および日本地域学会設立 50 周年記念事業に関する規程（以下、事業規程）第 3 条第 5 号に基づき本学会設立 50 周年記念事業（以下、記念事業）の一環として、本学会会員と国際地域学会会員(以下、会員)による優れた研究業績または本学会の発展に著しく貢献した会員の功績を特別に顕彰するための手続き等について定める。

(内容)

第 2 条 日本地域学会設立 50 周年記念特別表彰(以下、特別表彰)として論説賞，論文賞および功績賞をおく。

(選考方法等)

第 3 条 特別表彰（論説賞・論文賞・功績賞）の選考候補者の公募，推薦，選考，受賞者の決定（以下、選考手続き等）および表彰等については，この規程に定める他は，日本地域学会学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程を援用する。

(特別表彰論説賞)

第 4 条 特別表彰論説賞は，地域科学の発展に著しく寄与し，その意義や貢献が極めて多大であると判断できる論説を表彰する。

(特別表彰論文賞)

第 5 条 特別表彰論文賞は，地域科学の発展に著しく寄与し，卓越した研究実績に基づき，その意義や貢献が極めて多大であると判断できる研究論文を表彰する。

(特別表彰功績賞)

第 6 条 特別表彰功績賞は，本学会の運営と地域科学の発展に顕著な貢献をなしたと認められた者に授与する。

(特別表彰論説賞の授賞対象)

第 7 条 特別表彰論説賞の対象となる論説は，出版もしくは公表された地域科学に関する卓越したものでなければならない。学会賞選考委員会（以下、委員会）が特別表彰論説賞の表彰に値するものと認めたものとする。

(特別表彰論文賞の授賞対象)

第 8 条 特別表彰論文賞の対象となる論文は、その主たるものが本学会機関誌『地域学研究』もしくは本学会関連誌『Papers in Regional Science』または『Regional Science Policy and Practice』の何れかに掲載された卓越したものでなければならない。委員会が特別表彰論文賞の表彰に値するものと認めたものとする。

(特別表彰功績賞授賞者の業績評価)

第 9 条 特別表彰功績賞の授賞者には少なくとも 5 編以上の卓越した論文または著書等の著作がなければならない。委員会が特別表彰功績賞の表彰に値するものと認めたものとする。

2 特別表彰功績賞授賞候補者の学術上の功績が学会内において公知の事実である場合には、委員会は協議の上、選考手続き等において前項前段の規定を当該候補者には適用しないことが出来る。

3 委員会は、その推薦に基づいて、本学会の運営に多大かつ顕著な貢献をなしたる者を特別表彰功績賞授賞候補者として選考を行なうことが出来る。

4 前項の規定を適用する場合には、第 1 項前段の規定を適用しないことが出来る。

(表彰)

第 10 条 特別表彰（論説賞・論文賞・功績賞）授賞者の表彰は、事業規程第 2 条の規定に基づく記念事業実施期間内に開催される記念事業または総会等において行なう。

(改正)

第 11 条 この規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則

(施行)

この規程は、制定と同時に施行し、記念事業規程第 2 条に基づき平成 24 年度年次大会の開催時期まで適用される。